○新見公立大学大学院教員の判定基準

平成29年４月１日

基準第12号

改正　平成29年10月１日基準第12号

平成31年４月１日基準第12号

令和５年４月１日基準第12号

（趣旨）

第１条　公立大学法人新見公立大学における研究科研究指導教員及び研究指導補助教員の判定基準は、この基準の定めるところによる。

（判定）

第２条　研究指導教員の判定は次のとおり行い、その基礎資格は、公立大学法人新見公立大学教員選考基準に掲げる教授及び准教授とする。

(1)　教職経験年数10年以上及び研究指導経験年数５年以上を原則とする。ただし、研究業績又は実務関係の業績の優秀な者については、前記要件を満たさない者も研究指導教員と判定することがある。業績の優秀な者とは、各専攻の授業科目の研究指導及び授業を担当する上での知識と教育上の見識及び能力を有し、次のいずれかに該当する者とする。

ア　博士の学位（外国におけるこれと同等と認められる学位を含む。以下同じ。）を有し、博士論文を著書あるいは学術誌で公刊している者

イ　博士の学位に相当する研究業績を有し、研究業績を著書（単著）として公刊している者

(2)　著書・論文等　著書・論文等（共著を含む。以下同じ。）合わせて30編（博士後期課程教員は、40編）以上とする。このうちに、レフリー付き又は指名依頼による学術論文15編（博士後期課程教員は、20編かつ筆頭論文５編）以上を必ず含み、かつ、最近５年間に学術論文を５編以上有すること。

(3)　著書・論文等の編数については、次の点を考慮する。

ア　博士の学位

イ　単著の専門書

ウ　専攻分野の特性

２　研究指導補助教員の判定は次のとおり行い、研究指導補助教員の基礎資格は、公立大学法人新見公立大学教員選考基準（平成22年基準第２号）に掲げる講師以上とする。

(1)　著書・論文等　著書・論文等合わせて10編（博士後期課程教員は、20編）以上とする。このうちに、レフリー付き又は指名依頼による学術論文（博士後期課程教員は、10編かつ筆頭論文３編以上）を必ず含み、かつ、最近５年間に学術論文を有する者とする。

(2)　著書・論文等の編数については、次の点を考慮する。

ア　修士の学位

イ　単著の専門書

ウ　専攻分野の特性

（選考）

第３条　研究科長は、前条の判定基準に基づき候補者の選考に当たる。

（承認）

第４条　大学院研究科教授会は、選考結果に基づき、出席者の３分の２以上の賛成を得て、候補者の兼任を承認し、理事長に報告する。

（決定）

第５条　理事長は、前条の規定による承認に基づき、教員を決定する。

附　則

この基準は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成29年10月１日基準第12号）

この基準は、平成29年10月１日から施行する。

附　則（平成31年４月１日基準第12号）

この基準は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１日基準第12号）

この基準は、令和５年４月１日から施行する。